

意見提出者	社団法人 日本経済団体連合会 情報化部会
1. 項目	一般用医薬品の通販規制の撤廃
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	<p>一般用医薬品の通信販売を行う薬局・店舗では、これまでも、安全・安心に供給する仕組みを自主的に整備してきた。安全確保のための業界ルール案は昨年の舛添厚生労働大臣（当時）主催の検討会ですでに示されている。しかし、昨年6月1日に施行された厚生労働省が定める省令により、従来適法に行われていた一般用医薬品の通信販売は、「対面の原則」のもと、一部の例外を除き全面的に禁止された。一般用医薬品が通信販売で購入できなくなったことにより健康の維持や体調管理に不安を訴える切実な声が事業者にも多数寄せられており、販売継続を求める署名も150万を超えている。国民の健康の維持を図る観点からは、全ての国民に平等に安全に医薬品が届けられることが前提であり、消費者の利便性が高い通信販売を含めた形で供給体制を構築すべきである。</p>
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・薬事法第36条の5及び第36条の6 ・薬事法施行規則第15条の4（第142条において準用する場合を含む。）、第159条の14、第159条の15及び第159条の16 ・薬事法施行規則等の一部を改正する省令 附則第23条から第28条 ・薬事法施行規則等の一部を改正する省令の一部を改正する省令
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	<p>一刻も早く安全かつ平等に医薬品を供給するための制度設計について科学的根拠に基づく議論を開始し、第1類及び第2類の一般用医薬品についても通信販売が可能となるよう、所要の法令整備を早急に図るべきである。</p>